

令和5年あきる野市農業委員会 8月総会議事録

令和5年8月25日（金）午後3時00分、令和5年あきる野市農業委員会8月総会は、JAあきがわ本店3階、第2研修室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 第5号議案 | 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について |

開会 午後3時00分

(事務局長) それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。早いもので任命から3年が経ちまして、このメンバーでの総会も最後となりました。今期で解任されます皆さまにおかれましては、3年間大変お疲れ様でした。ありがとうございました。また、解任されましても、これからも農業委員会等にご協力いただくことが多々あると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。それではただ今から、令和5年あきる野市農業委員会8月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、お願いいたします。

(会長) はい。皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、お話がありましたように、今期3年間、今日が最後の総会となりました。今期はいろいろコロナが影響しまして、初めの頃は出席委員を減じての開催で、なかなかうまく総会ができなかったんですけど、どうにか後半、終わりの方になりまして、皆さん揃って開催できるようになって良かったと思います。連日暑い日が続いていますが、皆さまお体に気をつけて、お仕事に励んでいただきたいと思います。本当に3年間どうもありがとうございました。それでは本日もよろしく願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、8月17日、木曜日に開催された「東京都農業会議臨時総会」に私と事務局長が出席しました。また、8月24日、木曜日に開催された「西多摩農業改良普及事業協議会総会」に事務局長が出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は小川委員と栗原委員になります。よろしく申し上げます。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受71について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和5年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受71 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受71について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは報告をいたします。8月23日に現地調査を行いました。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況ですけれども、畑の半分ほどをトマトやカボチャなどが作付けしてありました。あとの半分には栗の木が3本あります。ただ、下草が相当伸びております。また、雑木も何本か見受けられました。ちょうど行った時に譲受人の〇〇〇〇さんがおりまして、ちょっとお話をさせ

ていただいたのですが、計画としては畑の中の雑木を少し整理して、畑の半分の方には栗の木をそのままに活用して、整理した所は柑橘系の果樹を植えていきたいという考えのようであります。また、あとの半分については、現状でもカボチャ、トマトなどが作付けしてありましたけれども、残りの半分の畑は季節にあった野菜を作付けしていきたいという考えだそうです。〇〇さんですけれども、瀬音の湯の直売所に登録してありまして、農業経験は十分であると考えております。以上よろしくご審議をお願いします。

(議長) ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受71について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受75について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受75 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受75について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図は11ページをお願いいたします。22日が現地調査だったのですが、仕事の都合で私が出られなかったものですから、昨日24日に自分で、日頃から見ている所なので確認してまいりました。

(現地案内図 説明)

ここは元々〇〇さんの親父さんが耕作しておったのですが、亡くなってからこの4人で共有で管理していきまして、今は4人で家庭菜園的なものを作って、それなりの区画割りできれいにはなっております。それで今回〇〇〇〇さんにお話を、近所なので畑にいる時に聞きまして、要するにみんな年を取ってきちゃって、そろそろ身辺整理をしておかなきゃいけない、私の方で全部まとめて管理しますので、申請しましたのでよろしくお願い申し上げますとお話がありましたので、今後は1人できれいに管理すると。将来的なことを考えて今回整理するようです。人間的にも真面目な人でございますので、これからもその点では問題ないと思いますので、ひとつよろしく申し上げます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受75について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受84についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受84 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受84について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それでは説明させていただきます。8月22日に野崎委員と事務局と3名で現地調査に行っておりました。場所は以前にもご説明がありましたように、公売地ということにして、地図は12ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

こちらは公売地で、以前は草が胸の高さ程ありました。22日に行きましたら、草が刈ってあって、機械が置いてありましたので、きっと今頃は〇〇さんのことですから、きれいになって、結構他の畑も〇〇さんのところはきれいなので、そんな方ですから、問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長) ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 教えてもらいたいのですが、これは公売を受けるために出す書類ですよね？だからまだ所有権移転になる・・・

(事務局次長) いや、この前一度案件であげさせていただいて、買受適格者証明を出しまして、それで入札したので、ここで3条の正式な所有権移転をするために、今回出て来ている案件になります。

(小川委員) もう落札したってこと？

(事務局) はい。そうです。

(小川委員) そういうことね。

(議長) それでここで通れば、完全に所有権移転ができる。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受84について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。では、〇〇委員に入っております。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、第2号議案、経由1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の進達について。農地法第4条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して同法施行令第7条の1の規定により東京都知事に進達するものとする。令和5年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経由1について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。それでは、経路 1 について報告をさせていただきます。地図は 13 ページを開きください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇は車が 3, 4 台止まれるぐらいの広さで、現状は防草シートが敷いてあって、草もないような状態でした。詳しい説明は事務局をお願いいたします。

(議長) はい。では次に、転用理由の説明を、事務局お願いします。

(事務局) はい。それでは、転用理由書をいただいておりますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中克博委員) すみません。最後の方で、道路用地を北部の一部？・・・もう一度読んでもらってもいいですか？

(事務局) はい。分かりづらくて、すみません。西側に●●●㎡だけ、舗装道路になってしまっている場所、これは 20 年以上前にあきる野市が施行した工事の際に、一緒に同意してしまって、本来転用すべき所ではありましたが、そのままになってしまっていました。そして、北部については、今、生け垣がある状態になっています。この生け垣は撤去せずに残すということで、一部は庭として、住宅用地として残るような状態になっています。

(田中克博委員) だから、そこが住宅用地として残ると？

(事務局) そうですね。この畑の北側に隣接して〇〇さんのご自宅がございますので、その境に生け垣があるのですが、それは撤去せず庭のような状態で残るので、それも転用理由書に申し添えている形になります。

(田中克博委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・これ、先ほどの説明で、近所に市街化区域があるって言ってましたよね？それ、市街化区域があっても、他の所を転用していいんですって？なんか、いろいろこういう相談が来ると、まず市街化を持っていけばそこしかダメだってなるでしょ？これは平気なのですか？

(事務局長) いや、まずは市街化区域で探してもらって、あと、農地じゃない所を探して・・・

(事務局) 雑種地などの地目で探してもらって・・・

(事務局長) それで無ければ・・・今回は周りの方の要望もありますので。

(議長) ずっと前の事案で、市街化がある場合は、まずは市街化からやってくださいと。今回は近隣の要望があつたりして、ということですね？

(事務局) その市街化区域に行くにも、直近の横断歩道が住宅から直線距離で●●●メートル以上離れているため、利便性を欠くということで、こちらの方が妥当であるということで、調整させていただきました。

(議長) 分かりました。他にご質問ございますか？

(本郷委員) そうすると、市街化調整区域の方がここを利用するということですよね？条件としては。

(事務局) そうですね。近隣の住民の方ということですので。

(本郷委員) そうですよ。ですから、その方がもし、いらなくなった場合にはこの駐車場はまた転用し直すということですか？

(事務局) それはないです。

(事務局長) 一度転用してしまうと、もう無理ですね。

(事務局) 農地ではなくなる。

(事務局長) 手が離れてしまうので、地目が変わってしまいますので。もう、雑種地か駐車場以外はできない。資材置場とか、駐車場とか。

(本郷委員) じゃあ、駐車場としては永遠に利用できるということ？

(事務局長) できます。今回許可が下りれば。

(本郷委員) 逆に農地には戻せないということですね？

(事務局長) 現況農地には戻せますけど、1回転用して地目が変わってしまうので、宅地介在畑と
言うか・・・

(本郷委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経由1の農地法第4条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して進達することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。報告します。先日21日に平野委員と事務局の3名で現地調査をしてまいりました。地図の14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここの場所はちょっと狭かったのですが、現状は良く耕耘されていて、耕耘済みの状態で、これから使われるというような状態になっておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 5 ページ目をご覧ください。

(第 3 号議案・番号 2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 2 について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちら先ほどと同じ日に現地調査をまいりました。地図は 15 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の周りは家が建っておりまして、ここだけ広く開けている状況でして、ほとんどが耕耘され、耕耘済みの状態で、耕作できる形になっているのですが、端の方にまだモロヘイヤだったと思うのですが、あとキャベツなどの栽培が継続されている所がございまして、引き続き農業経営をされていることが確認できました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号 3 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 5 ページ目をご覧ください。

(第 3 号議案・番号 3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 3 について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちらの方も先ほどと同じメンバーで現地を確認してまいりました。地図は 16 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地には耕作中のネギ、サトイモ等がありました。農業経営が継続されていることが確認できました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号 4 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 5 ページ目をご覧ください。

(第 3 号議案・番号 4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 4 について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。17ページをお開きください。8月22日に小川委員、事務局1名で現地を見てまいりました。

(現地案内図 説明)

現況はネギ、イモ、ニンジンなどが作付けされておまして、あとスイートコーンの収穫跡もありました。空いている部分についてはきれいに耕耘されていて、問題ないかと思います。

(議長) ただいま、事務局と小田川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5の雨間字塚場分について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは2筆あるのですが、一括で利用されているような形でした。ここ全体を大体4区画に分けて、その内の半分の2区画はもう耕作終了状態で、トウモロコシが作付けされていた痕跡があります。耕耘後の状態でした。あとの2区画は電柵が張ってあってトウモロコシの栽培がされているのですが、こちらの方ももう挽ぎ終わりで後半の状態、もうすぐ片付けるのではないかという状況ではありました。これから電柵等片付けて、同じように耕耘されるのではないかと思います。農業経営は継続されていることが確認できました。以上です。

(議長) 続きまして、番号5の雨間字西郷前分について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。8月21日に長濱委員と事務局の3人で現地調査に行つてまいりました。地図は18ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇にはサトイモが耕作されて、△△△、□□□に関しましては、2～3週間前に耕耘したであろう、少し草が生え出していましたが、きれいになっておりました。以上です。

(議長) 続きまして、番号5の牛沼分について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。8月22日に事務局1名と現地を確認いたしました。地図につきましては19ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

当該地〇〇〇-〇の畑は〇〇〇さんの自宅の西隣にございます。畑には夏野菜のトマト、ナス、キュウリ、ピーマン、ゴーヤ、カボチャなどが所狭しと栽培されております。また、ネギ、落花生、ビワ、柿の木、ミカンなどの果樹も植えられております。〇〇〇さんご本人はご承知のとおり体調不良ということで、〇〇〇さんから指導を受けながら、息子さんが農作業を行つて

いると聞いております。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員、平野委員、本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは、地図の17ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

上下に畑がありますが、その真ん中が〇〇さんの自宅になっております。全体的には草刈りがしてありまして、すぐに耕耘できる状態になっております。〇〇〇の方にはハウスが4棟、1棟についてはスイカ、キュウリなどの作付けがありました。それから△△△-△にハウスが2棟あります。ハウスの中には少し草がありましたので、お話をさせていただいて、刈っていただいています。今日も確認してまいりましたけど、順次進めていただいていますので、大丈夫かと思えます。それから次に20ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは周りが家に囲まれた畑になっていますけれども、この2筆についても草刈りが済んでおりまして、いつでも耕耘できる状態になっておりました。以上です。よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と小田川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1についてですが、こちらは第5号議案、番号1、番号2と関連議案となりますので、一括して審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第4号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和5年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

続きまして、議案書9ページ目をご覧ください。第5号議案、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について。旧農地中間管理

事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画については、次のとおり承認する。令和5年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

(第5号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、第4号議案、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。8月22日に唐澤委員と事務局1名、計3名で現地を見てまいりました。14ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

ここはきれいに耕耘されて、いつでもこれから秋作を栽培できるような状態になっておりました。以上です。

(議長) 続きまして、第5号議案、番号1について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。同じく現地調査、8月22日に松村委員と事務局と3人で行ってまいりました。場所は13ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑には緑肥のヒマワリが蒔いてありまして、10センチぐらい伸びてきれいに芽吹いておりました。以上です。

(議長) 続きまして、第5号議案、番号2について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは、地図は23ページをお開きください。8月21日に現地調査に行つてまいりました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇番の現況としましては、地目は田んぼになっているのですが、もう埋めてありまして、畑として使うということで、よく草も刈られておりますし、あと1~2回耕耘すればすぐに作付けできるような状態になっておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と松村委員、唐澤委員、平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・この第4号議案と第5号議案の違いの説明をしていただいてもいいですか?

(事務局) はい。この第4号議案と第5号議案の違い、基盤強化促進法と中間管理の違いなのですが、第4号議案の基盤強化促進法、こちらにつきましては、この後全員協議会でもご説明はさせていただきますのですが、市の方で基本構想という計画を定めておりまして、その中に農地の集積に同意をしていただければ、貸借が成立するというものになっております。その計画に基づいて、農地の集積に〇〇さんと地権者の方が同意していただくことで、農地の貸借が成立するというものになっています。第5号議案の中間管理事業につきましては、こちらも市であったり、農業委員会が関与するのですが、間に中間管理機構という団体が入りまして、中間管理機構というのは東京都農業会議、新宿にあるのですが、そこが間に入って、不動産の仲介みたいな形ですかね、地権者と中間管理機構、中間管理機構と農業者さん、そういった形で間に中間管理機構が入ることで、お金の支払いとかも全て間に入った中間管理機構という所が手続きを行ったりします。一応そういうような違いが第4号議案と第5号議案の違いになります。

(議長) じゃあ、この借りる方にとっては、どっちがいいとか悪いとかはないのですか？

(事務局) 特にないのですが、〇〇さんはここで認定新規就農者になられるので、今年度から農業次世代資金をもらうには、中間管理機構で借りてないともらえないというのがあるので、その関係もあります。

(議長) 分かりました。

(小川委員) 今の関連でちょっと教えてもらえます？要するに、中間管理機構が真ん中に入りますよね。それで、借り主と貸し主が知らないというようなことはできるのですか？

(事務局) 一応できます。教えたくないとか、そういうことであれば、教えなくてもいいんですけど、今まではお互い知っていた方がいいということで、希望があればお互い会っていただいて、貸借の方はやっております。基本的にお互いを知った状態で、間に中間管理機構が入っているというような状態で今はやっています。お互い知らなくても大丈夫ではあります。

(小川委員) 例えばね、中間管理機構が入って、借り主と貸し主が知らなかったと。それで、借りた方が管理を良くしていなくて、草がすごく生えてたと。そういうことも有り得るよね？その時にはどのような対策があるんだか、分かります？

(事務局) そういう場合には、地権者の方から市役所に連絡があるかと思うのですが、そうしたら、今までと同じように使っている方にきちんと管理、耕作をしてくださいと、市が言ったりとか、あとは中間管理機構から言っただけたりします。そういった形で耕作してくださいと指導して、場合によって、できなかつたという場合には解除して、また新しい人を探すか、地権者の方に畑をお返しするか、ということにはなります。

(小川委員) 実際ね、借りてる畑が今年は管理しにくかったのかも知れないけど、草がひどいような時があるんだけど、そういうのはどうなのかなって、ちょっと知りたかったの。実際貸借してるけど管理が行き届いてないような所を、我々農業委員が現地を見回るようなシステムがあってもいいのかなって思うのね。それで農業委員なり、推進委員は議案が出るから貸し主も借り主も分かるって言うようなことなんだけど、中間管理機構を使ってる貸し主、借り主はお互い顔見知りじゃないという・・・

(事務局) 場合によってはそういうこともあるので、もしパトロール中とか畑作業をしていて気になるような畑があれば、事務局に言っただけければ、事務局から所有者さんにアプローチしたりとか、あと中間管理機構と調整をさせていただいて、もし万が一、本当に使えないような状態になっているのであれば、解約の手続を進めるということもひとつ手だと思いますので、もし、何か気になることございましたら、事務局の方にご報告いただければ、現地を確認いたしますので、よろしく願いいたします。

(小川委員) 分かりました。

(議長) これ、貸す方もどっちでもいいんですか？貸す方にも、この、違いはあるのですか？

(事務局) 特に違いはないですね。支払われる先が・・・

(事務局) 本人から直接地権者に払うのか、中間管理機構を通して払うかのという・・・どっちでもできるにはできるんですけど、そのうち基盤強化促進法自体がなくなる可能性があって、全部中間管理機構に・・・

(議長) うん。2つあっても意味があんまりない。

(事務局長) どんどん国が法律を変えてしまうので、こういう今、同じような制度が2つ・・・今後、第4号議案の基盤強化促進法はなくなって、第5号議案の中間管理事業だけになると思います。

(議長) 他にご質問ございますか？

(栗原委員) あの、確認したいのですが、〇〇さん、今、借入地●, ●●●㎡となっていますが、これは今回の案件は入ってないですね？

(事務局) 入ってないです。

(栗原委員) 今回ののが認められると、約●, ●●●㎡ぐらいになるという・・・

(事務局長) そうですね。もうそろそろ、ちょっと1回、ここで・・・本人は借りたいみたいなんですけど、ちょっと1回ここで止めておかないと、なかなか手が回っていかないかなと。

(栗原委員) ちょっとそこを確認したかったの。

(事務局) 本人はもっと拡大したいと言っています。

(事務局長) 真面目は真面目で、もっと借りたいと言って来られるんですけど、一応、基準は1町歩が基準で、それ以上になるとなかなかやっぱり、経験がある方じゃないと難しかったり、あと機械とかもありますし・・・

(笹本委員) その1町歩ってというのは、1人に対して？例えば年間の労働時間何時間に対してっていう感覚？

(事務局長) 基本、1人。

(事務局) 1人あたり。

(笹本委員) 1人だと2,500時間ぐらい？

(事務局) 基準は2,400時間ですかね。

(笹本委員) その、1人2,400時間で1町歩というのは、大体まあ多分そんなもんだろうなと思うんですよ。で、雇用をして拡大しようという実績のあるところとかは、またちょっと線は引いてほしいなど。〇〇さんのところなんか、今、多分フルタイムで1人来てるんですよ。だから、そうなる、例えば4,000時間ぐらいできるんだったら、1町5反ぐらいできるよねって当然なるじゃないですか。けど、もう自分1人でやるつもりで動かないような人、雇う能力のない人なんかは、やっぱりちょっとできてない所が目立ってきたら、一旦ちょっと減らしませんか？というような提案も、そろそろちょっと必要なのかなと。皆さん、新規就農の方も、もちろん僕もそうなんですけど、栽培技術がないうちって、やっぱりロスが多いんですよ。秀品率が低いとどうしても、その分面積が必要になる。だから〇〇さんにしても、△△さんにしてもある程度できるようになってくると、きれいに作ればそこに、収穫出荷にいっぱい時間がかかる。その分空いてる畑が目立ってきてる。結構そういうの出てきてるので、1回ちょっと見直しが必要なのかも知れないなというお話だけさせていただきます。

(議長) 他にございますか？・・・よろしいですかね？

それでは、ないようですので、議案ごとにお諮りいたします。まず、第4号議案、番号1の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第5号議案、番号1、

番号2の旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について、承認することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第4号議案、番号2、番号3ですが、こちらも関連議案となりますので、一括して審議いたします。まずは、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号2 朗読)

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) それではまず、番号2について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。現地調査に22日に松村委員と事務局と3人で見てまいりました。13ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地はきれいに耕耘され、すぐにでも作付けできるように、きれいになっておりました。以上です。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る8月22日に唐澤委員と事務局、計3名で現地を見てまいりました。21ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

ここには去年ナスを作ってそのままの状態、また、草もすごく生えています。面積も大分借りているようなのですが、このような状態でまた更新ということでもいいのか、どうなのか。すみません。よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員、松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？

(嶋崎委員) ひとつ、いいですか？なんか、今、そのまま残っているということなのですか？

(松村委員) 去年の栽培のナスがそのままです。

(議長) 去年？今年じゃなくて？

(松村委員) 去年です。

(嶋崎委員) 何にも、じゃあ今年作り直してない？

(松村委員) そのままです。

(嶋崎委員) あ、そうですか。そういうことですか？要らないんじゃない？畑。

(議長) そうなると、ちょっとどうかな・・・

(事務局長) とりあえず、本人に言ってきれいにさせて、そうしないと更新できないよ、と。待たせてもらうか1ヶ月ずらすか。1ヶ月ずらすと委員さん達が変わってしまうので。よくお話をうちの方からさせていただいて・・・

(小川委員) いいですか？あの、さっきも言ったんだけど、私も含めてね、借りてる所をなるべくきれいにするように努力はしているのね。だけど、今年の夏、4回ぐらい草刈りやっても伸び

ちゃってどうしようもないという状態があるから、まあ、しょうがないかなと思うんだけど、今、報告されたように、1年前の作物がそのままというのは農業委員の指導も悪かったと言うか、市役所の指導も悪かったという部分も含めてね、今後ちょっと、〇〇くんだけじゃなくて、借りている所のチェックというのもね、実際必要なという気がするのね。だから今回は、1回保留というのは無理かね？

(事務局) 保留って事は来月まで？

(小川委員) そう。来月までとか・・・

(事務局) 本人は借りようとしてるの？

(事務局) 本人はそのまま更新をしたいと・・・

(事務局) それでなんでこの状況なの？それはおかしいよね？

(事務局) 確かに、そうですね。

(笹本委員) ええと、とりあえず、〇〇さんの事情みたいな話になってくるんですけど、ちょっと苦しい経営に、今、なってるみたいなんです。それはでも、個人の事情であって、片付けをしなくていい理由にはならないのはならないんです。でも、やっぱり新規就農者としてあきる野市の農地を守ってもらってる訳じゃないですか、我々からすると。なので、こういう苦しい状態になった時に、しっかり管理していただきたいというのはもちろん必要ですが、これを機会にもう少し新規就農者の生活が守られてない現状に対して何か打てる手はないのか、農林課の方で少し考えてもらいたいですね。

(事務局) まあ、いずれにしろ今の状況ではちょっと難しいよという話をして・・・

(笹本委員) 今の状況じゃ、しょうがないです。難しいのはしょうがないです。

(事務局) まあ、来月まで待って、1回呼んで話をして、全部の借りている畑をチェックして、ちゃんとできてるのかを確認した上でもう一回・・・

(笹本委員) で、いいと思います。

(小川委員) でも、とりあえず1つだけは保留じゃなくて・・・

(笹本委員) ナスの所だけダメですよ。

(小川委員) うん、そうそう。

(事務局) もう1ヶ所はうなってあって、きれいになってたということで、そっちはじゃあ・・・

(小川委員) 全部ダメよって言ったんじゃ、かわいそうだし。

(山崎委員) 更新の期日はあるの？

(事務局) 更新の期日は8月末が一応貸借の期限になっています。

(事務局) 1回切れても新規にすれば？

(事務局) 新規にすれば大丈夫です。

(小川委員) そうか、更新の期日というのがあるのか。

(事務局) でも、全部耕作要件があるので、基本的に全部の畑がきれいじゃないと、借りれないので。片方だけOKにして片方だけダメというのは難しい。

(小川委員) そうか・・・。

(事務局) そうですね。

(事務局) どっちにしろ、1回呼んで話はします。それで、全部きれいになっているかどうか

確認してから認めた方がいいのかなと。

(笹本委員) そう。それはやっぱりそうですよね。

(事務局長) できないよとなったら1回更新させないとか、そういう手もありますので。

(小川委員) 期限が・・・

(事務局長) 新規にするかですよね。1回8月末で切れちゃって、9月の総会の時から3年とか5年とか、ということも、新規に。

(小川委員) そうすれば、新しい委員になっても問題ないよね？

(事務局長) それでしたら問題ないと思います。

(橋本委員) 借りた所だから、貸した方にも顔が立つように。新規だから、新規だからと言うけど、自分達も含めて古い人もそういう所がある訳で、だからそういうのも含めて、やっぱりきれいにしていくというのが当たり前のことだから。新規であろうがなかろうが、うちらであろうが、丁寧にやってもらった方が気持ちがいい。貸した人も借りた人も。そうしていただければ。

(事務局長) はい。ではちょっと、来月また改めて。全部確認して、きれいになった状態で。

(議長) そうですね。じゃあ、この番号2と番号3は今回は保留ということで、よろしいでしょうか？

(小川委員) 保留だと期限が切れちゃうっていう話で・・・

(議長) まあ、しょうがないような気がするんですよね。期限のために認めるというのも、ちょっとなんか、まずいんじゃないか・・・

(事務局長) それか、31日までに事務局と会長、職務代理に任せていただいて、本人呼んで、そこまでに全部きれいになれば、更新させるということでも、構わないですけど・・・

(小川委員) それ、無理でしょう？

(事務局長) となると、1回切れてもしょうがないので、9月の総会でもう1回新規でかけるしかないと思います。

(小川委員) 分かりました。

(事務局長) きれいになってから、ということで。

(議長) では、保留ということでよろしいでしょうか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、この件は保留にいたします。続きまして、番号4、番号5についてですが、こちらも関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号4 朗読)

(第4号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。同じく22日に松村委員と事務局の3人で見てまいりました。22ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番の道路際がきれいに耕耘されて、その奥はトウモロコシがきれいに作付けされていま

した。以上です。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る22日に唐澤委員と事務局、計3名で現地を見てまいりました。地図は14ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

ここはきれいに耕耘されておりました。よく見るとトウモロコシをハンマーモアで刈って、そこをきれいに耕耘されています。特に問題はないと思いますので、よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員、松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号4、番号5の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第5号議案、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書9ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは、現地調査について報告をさせていただきます。12ページをお開きください。8月22日に橋本委員、事務局、私の3名で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

現地の方はトラクターで全面が耕耘されて、作付けはされておりませんが、いつでも作付けできる状態となっております。私の方からは以上でございます。よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画について、承認することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会8月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、9月27日、水曜日、9時30分より、秋川ファーマーズセンター研修室となります。開始時間は案件数により前後いたしますので、詳細は後日送付する議案書をご確認ください。なお、9月1日、金曜日にも農業委員の任命式、農地利用最適化推進委員

の委嘱式および臨時総会がございますので、ご参加いただく委員については、お手元のご案内をご確認くださいようお願いいたします。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後4時37分